

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 人 材 政 策 室 1頁

お 知 ら せ

平成16年12月28日付け三重県公報第1638号により、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 三重県人事委員会規則 第8号が、次のように公布されました。
三重県教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十二号中「二日」を「四日」に改め、同条第十三号中「生後満一年三月」を「生後満一年六月」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社